

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-2
提出年月日	令和4年11月8日

指摘事項 No.73 に対する回答

No.73 (221017-16)	耐津波 設計方針	(5条-別添1-II-2-99～) マスクングを行う基本的な考え方を整理し説明すること。また、マスクング不要な写真を使うなど、可能な限りマスクングを減らす検討をすること。
----------------------	-------------	--

A：マスクングを行う基本的な考え方について以下の通り整理しております。

審査資料におけるマスクング対象について

泊発電所3号炉新規規制基準適合性審査における審査会合資料およびヒアリング資料（以下、「審査資料」という）については、原子力規制庁のHP公開対象となることから、情報の不開示（以下、「マスクング」という）対象を以下のとおり示します。

また、審査の透明性を向上させ、原子力発電所の健全性に関する理解向上に資するために、マスクング不要な写真を使うなど資料を工夫し、情報公開に努めます。

(1) 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

当社またはメーカーのノウハウに関する情報を含むものであり、当該情報の公開により、第三者が当社またはメーカーの正当な利益を害する恐れがあることから、「公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するもの」にあたるもの。

<具体例>

- ✓ 当社およびメーカーの商業機密・ノウハウ
 - 委託研究等の報告書のうち守秘義務、公開制限のあるもの
 - 特許等の知的財産に係るもの
 - ネットワークのセキュリティに関する情報
 - その他（社外から入手した情報であって、公開の可否が当社の管理下でない情報）
- ✓ 原子炉施設の保安に関する情報
 - 保安規定に基づき定める規定類
 - 保安規定に基づく記録

(2) 公共の安全等

テロ等による原子力発電所への不法な侵入または妨害破壊行為に結びつく情報を含むものであり、当該情報の公開により、原子力発電所への侵入や破壊活動のおそれがあることから、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は操作、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたるもの。

<具体例>

- ✓ 核物質防護に係る情報
 - 探知施設、侵入防止柵が映り込んだ写真
- ✓ 正規の入構ルート以外からの侵入ルートが推定できるもの
 - 侵入経路となる可能性のある地下埋設配管

- ✓ 海水ポンプ、中央制御室など枢要設備へのルートが推定できるもの
 - 矢印で経路を示すなど明らかに枢要設備への道順を示している図面

<マスキング不要な例>

- ✓ 概略図などのポンチ絵
- ✓ 侵入ルートが推定できない（明示されていない）全体配置図

(3) 個人に関する情報

資格等に係る情報も含め、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたるもの。

<具体例>

- ✓ 個人の氏名

<マスキング不要な例>

- ✓ 役職名

以上